

那須塩原市再生可能エネルギー発電設備 の設置等に関するガイドライン

令和2年12月改訂
(令和2年3月改訂)
(平成30年3月策定)

那須塩原市

(目的)

第1 このガイドラインは、市内で再生可能エネルギー発電事業を行う者が適切な事業を実施するために必要な事項を示すことで、発電事業と地域との調和を図り、もって豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境の保全及び形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 固定価格買取制度による全量売電を主たる目的とした事業用の設備をいう。ただし、建築物に該当するもの及び建築物の屋根等に設置するものを除く。
- (2) 事業 発電設備の設置・運用から撤去・処分の完了までの一連の行為をいう。
- (3) 事業者 事業を行う者及び発電設備の権利を有する者をいう。
- (4) 近隣住民等 事業区域周辺の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに自治会の代表者及び事業主等をいう。

(対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(対象となる事業)

第4 このガイドラインの対象となる事業は、出力10キロワット以上の発電設備で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 太陽光発電設備（その設置に当たり、那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例に基づく許可を要するものを除く。）
- (2) 風力発電設備

- (3) 小水力発電設備
- (4) その他の発電設備

(事前確認)

第5 事業者は、事前に市の関係部局等と事業計画について相談、協議等の調整を行い、事業の適否を判断した上で進めること。

2 事業者は、事前確認の際は、次に掲げる書類等を用意すること。

- (1) 位置図、案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地の所在及び所有者が分かる書類
- (4) 事業計画の構想が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、必要と認めるときは、事業者の意向にかかわらず、相談、協議等のあった事業計画について、関係機関等に意見照会をすることができる。

(法令に基づく手続等)

第6 事業者は、事業の実施に際しては、関係法令を遵守すること。また、別表1を参照し届出等の必要な手続を正しく行うこと。

2 事業者は、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」

(以下「国ガイドライン」という。)及び栃木県が策定した「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に従って適切に事業を行うこと。

(立地を避けるべきエリア等)

第7 「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討を要するエリア」

は、別表2のとおりとする。

2 事業者は、計画地の全部又は一部が前項に掲げるエリアに該当する場合は、

別表1に掲げる法規制に該当するか否かにかかわらず、当該計画が周辺の自

然環境及び生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討すること。

(説明会の実施)

第8 事業者は、事業計画の概要が明らかになった時点で、近隣住民等に対する説明会を実施し、又は近隣住民等の要請に基づく協議を行い、近隣住民等の理解を得るように努めること。

2 前項の説明会又は協議の対象とする近隣住民等の範囲は、別表3のとおりとする。

3 事業者は、第1項の説明会又は協議で出された質疑、意見等には適切に対応すること。

4 事業者は、第1項の説明会又は協議を実施したときは、説明会等実施報告書(様式第1号)を作成すること。

(協定の締結)

第9 事業者は、必要に応じて近隣住民等との間で協定を締結する等の措置に努めること。

(関係書類の閲覧)

第10 事業者は、事業計画の概要が分かる資料等を閲覧させなければならない。なお、事業者は、閲覧者から出された質疑・意見等には適切に対応すること。

(事業計画の届出)

第11 事業者は、事前確認、説明会の実施、近隣住民等との協議等必要な手続きを実施し、計画内容の調整等を行った後、速やかに事業計画届出書(様式第2号。以下「届出書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出すること。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 土地利用計画平面図及び求積図
- (4) 造成計画平面図及び縦横断図
- (5) 発電設備設計図（配置図・構造等）
- (6) 説明会等実施報告書
- (7) 撤去処理計画書（撤去・処分の方法や資金計画、近隣住民等との合意事項、跡地利用計画等について記載したもの）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（事業計画の変更又は廃止）

第12 第11の規定による届出を行った事業者は、届け出た内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、事業計画変更・廃止届出書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出すること。

（指導及び助言）

第13 市長は、第11又は第12の規定による届出の内容に基づき、事業者と事前に協議をし適切な措置をとるべく指導及び助言等を行うことができる。

2 前項の指導等を受けた事業者は、処理状況報告書を市長に提出すること。

（情報の公開等）

第14 市長は、事業者の意向にかかわらず、第11及び第12の規定により提出された届出の内容を公開することができる。

2 市長は、事業者の意向にかかわらず、第11及び第12の規定により提出された届出の内容について、関係機関等に意見照会を行うことができる。

（遵守事項）

第15 事業者は、次に掲げる事項を遵守し、事業の適正な実施に努めること。

(1) 事業の周知等に関する事項

- ・ 工事や発電設備の概要、事業者の連絡先等を記した標識を、発電設備の設置工事に着手する前から工事完了日まで、敷地内の見やすい場所に設置すること。
- ・ 事業計画の初期段階で、近隣住民等に対して回覧や戸別訪問等により事業計画や工事施工法等の事業内容を周知するとともに、発電事業に対する意見の把握に努めること。
- ・ 事業に関する苦情が寄せられた場合は、迅速かつ誠実な対応をとること。
- ・ 設置に係る進捗状況について、必要に応じて近隣住民等に報告すること。

(2) 計画・工事に関する事項

ア 自然環境の保全

- ・ 立木の伐採は、必要最小限にとどめるとともに、既存の地形や樹木等を生かしながら、自然環境や景観との調和を図ること。
- ・ 希少野生動植物種の保護や、野生動植物の営巣地点など生態系の維持に配慮した発電設備の配置や施工を行うこと。

イ 災害の防止

- ・ 土地の形質変更は、必要最小限にとどめること。
- ・ 水路等の管理者と協議し、水路等に通じる雨水排水路を確保するか、雨水を敷地内で処理できる対策（調整池、地下浸透施設等の設置）をとること。
- ・ 土砂の流出を防止する対策（溝、土留め等の設置）をとること。
- ・ 急傾斜地への設置は、極力避けること。

ウ 景観等

- ・『那須塩原市景観計画』に即したものとすること。
- ・発電設備の最上部を可能な限り低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。
- ・発電設備及びその附帯設備（フェンス、掲示板等）は、周囲の自然環境や景観との調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用すること。
- ・太陽光パネルは、低反射で目地・模様が目立たないものを使用すること。
- ・隣地境界の立木は、極力残しやむを得ず伐採する場合は、隣地境界付近に植栽を行い、発電設備を外部から直接見えにくくすること。
- ・既に整備済の未利用地等に設置する場合であっても、隣地境界付近に植栽等を行い、発電設備を外部から直接見えにくくすること。
- ・尾根、丘陵地、高台への発電設備の設置は避けること。

エ 生活環境

- ・住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、振動、熱、反射等を考慮して敷地境界から後退させ、植栽を設けて遮蔽するなどの措置を講ずること。
- ・発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が、周辺の電波環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。
- ・道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう敷地境界から後退させ、通行時の視界を考慮した植栽を設けて遮蔽するなどの措置を講ずること。
- ・周辺環境への影響を考慮し、除草剤、殺虫剤その他の薬品は原則使用しないよう努めること。やむを得ず使用する場合は、薬剤等が隣接地

- へ飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- ・工事の際は、重機の使用や大型車の通行等に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、砂やほこりの飛散等の防止について、必要な措置を講ずること。
 - ・設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないように、関係法令や条例、県及び市の指導等に従い、適正に処理すること。

(3) 発電期間中に関する事項

ア 安全確保対策

- ・発電設備の敷地内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンスの設置等の安全対策を行うこと。
- ・火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が起こった場合に、事業者と連絡ができるよう、標識（記載する項目は、国ガイドラインを参照）を敷地内の見やすいところに設置すること。
- ・自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう、緊急対応マニュアルの作成等の措置を講ずること。
- ・学校等や通学路の周辺に発電設備を設置する場合は、児童等の安全確保に十分配慮すること。

イ 保守・メンテナンス

- ・発電設備の敷地内は、定期的に除草や清掃を行うこと。
- ・発電設備により周辺環境への影響が認められた場合は、速やかに改善のための措置を講ずること。
- ・太陽光発電設備については、『太陽光発電システム保守点検ガイドライン【10kW以上の一般電気工作物】』（一般財団法人太陽光発電協会作成）等に基づき適切に保守点検を行うこと。

ウ 非常時の対応

- ・災害その他の理由により発電設備が損壊した場合は、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去を行うこと。
- ・豪雨、台風、落雷、地震等の影響により、発電設備の損壊や発電設備の敷地内から土砂の流出等が発生していないか現地確認に努めること。
- ・事故が発生したときや近隣住民等との紛争が生じたときは、自らの責任において誠意をもって解決し、再発防止に努めること。

(4) 発電設備の撤去・処分に関する事項

- ・発電設備を廃止する場合は、その場所に放置することなく速やかに撤去し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』（環境省作成）等に基づき、自らの責任において適切な処分を行うこと。
- ・発電設備を撤去した場合は、その跡地についてそのまま放置せずに、速やかに原状回復等の措置を講ずること。

（報告）

第16 市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求められることができるものとする。

（市の施策への協力）

第17 事業者は、市が実施する環境学習等に協力し、又は自らも積極的に環境保全活動等を実施するなど地域貢献に努めること。

2 事業者は、設置した発電設備の発電量等の数値について、市長が求める場合には報告すること。

(その他)

第18 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

(施行期日)

第19 このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

第20 このガイドラインは、このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する事業について適用する。

2 このガイドラインにおいて、第8及び第9に規定する事項は、太陽光発電については出力50キロワット（同一の事業者（実質的に同一の場合も含む。）が複数の発電設備を一体的に設置する場合は、その合計とする。）以上の発電設備に適用する。

3 施行日において、既に発電設備を設置済み又は施工中の事業者においても、第15に規定する事項の遵守に努めるとともに、その他必要と認められる措置を講ずるものとする。